

獨協医科大学研究者の不正行為に係る対応検討委員会（仮称）の設置について（案）

1. 設置の趣旨

獨協医科大学に所属する研究者が、厚生科学研究費補助金を利用した研究活動において不正行為を行った事案が発生したため、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年4月19日科発第0419003号厚生科学課長・医政病発第0419001号国立病院課長決定。以下「指針」という。）を踏まえ、厚生科学審議会科学技術部会に獨協医科大学研究者の不正行為に係る対応検討委員会（仮称）を設置し、対応を検討する。

2. 検討課題等

指針に基づき獨協医科大学に設置された「研究者の不正行為に係る調査委員会」が作成した報告書等を精査し、不正行為を行った研究者に対して、既に交付した厚生科学研究費補助金の返還を命じることの要否の検討を行い、その結果を速やかに厚生労働省に報告する。

3. 委員構成

当該研究に係る研究分野の研究方法や、不正行為について的確な判断を下すために必要な知見を持った者により構成し、委員数は5名程度とする。

(注)：委員及び委員長は、厚生科学審議会科学技術部会運営細則第2条及び第3条に基づき、厚生科学審議会委員、臨時委員又は専門委員の中から科学技術部会長が指名する。